



民営職業紹介

ひ

と

2020.1
NO.

169

民紹協会長 年頭のご挨拶

厚生労働大臣 年頭所感

厚生労働省職業安定局長 年頭所感

各民営職業紹介事業者団体 年頭のご挨拶

厚生労働省と民営職業紹介事業者団体による情報交換会の開催

「外国人材の職業紹介に関する基礎知識」について

公益社団法人 全国民営職業紹介事業者協会



Contents

3 年頭のご挨拶

公益社団法人全国民営職業紹介事業協会 会長 紀陸 孝

4 年頭所感

厚生労働大臣 加藤 勝信 氏
厚生労働省職業安定局長 小林 洋司 氏

10 新年のご挨拶

各民営職業紹介事業者団体

12 令和元年秋の叙勲受章者お喜びの声

14 厚生労働省と民営職業紹介事業者団体による情報交換会の開催

19 「外国人材の職業紹介に関する基礎知識」について

22 外国人材の職業紹介(在留外国人数の概観)

23 日本産業と外国人の活用(株式会社NWS)

25 令和元年度職業紹介士認定試験ご案内

26 職業紹介士ネットワーク ～「有限会社ケアサービス田之上」～

27 雇用失業動向

28 よくわかる職業紹介事業のQ&A

30 散歩道 ～心斎橋・道頓堀界限～

32 新春講演会&賀詞交歓会のご案内

33 新規入会事業所紹介

38 民紹協ニュース／編集後記

39 職業紹介責任者講習日程



※表紙写真は、表紙写真は、「第2回ひととしごと写真募集」優秀賞 鈴木文代氏撮影の作品「マグロの計量」です。「マグロの町 那須勝浦町は、生マグロの水揚げが日本一です。セリの前に、魚市場の職員が、水揚げされたたくさんのマグロを一匹ずつ計量しています。このマグロは、お正月用です。」

年頭のご挨拶



公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会
会長 紀陸 孝



最近の雇用の状況は堅調に推移し、昨年10月の有効求人倍率は1.57倍となりました。有効求人倍率は平成29年6月に1.50倍となり、その後29か月連続して1.50倍を超えており、人手不足の状況が長期化しております。

この背景には、景気の穏やかな回復が続いていることに加え、我が国において進展している少子高齢化による生産年齢人口の減少があります。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると、生産年齢人口は2020年の7,410万人から、2025年では7,170万人に、さらに2030年には6,880万人に減少することが見込まれています。2020年からの10年間で530万人、毎年平均で53万人ずつ減少することになります。

こうした状況に対応するため、昨年4月に改正出入国管理・難民認定法が施行され、人手不足が深刻な産業分野において「特定技能」での新たな外国人材の受入れが可能となりました。14分野の合計で、5年間に34.5万人の受入れを見込んでいます。

職業紹介事業者の間でも、外国人材の職業紹介に関心が高まっており、当協会においては、厚生労働省からの委託を受け、外国人材の職業紹介を行う上で知っておくべき重要な事項を盛り込んだ「外国人材の職業紹介に関する基礎知識」を作成いたしました。是非、ご活用いただき、外国人材の適正な職業紹介や人手不足の緩和に役立てていただければ幸いです。

また、昨年は、人材ビジネス業界において、改めて個人情報保護の徹底が問われた年でもありました。就職情報提供サイトを運営する会社が、学生の内定辞退率を販売していた問題で、個人情報保護委員会がサイト運営会社に是正を求める勧告を出し、辞退率算出を依頼した37社に対しても、就活生への説明不足があったとして行政指導を行いました。厚生労働省も職業安定法指針に反するとして、辞退率算出を依頼した企業に行政指導を行いました。

一方、求職者側は、口コミサイトなどを活用して求人企業の情報を収集する人が増えております。企業が公表している情報と実態が異なっていれば、口コミサイトなどを通じてそれが明らかになります。職業紹介事業においては、労働条件の明示等を通じて透明性を高める取組みを行っていますが、個人情報の保護と併せて、明示する情報の信頼性を確保することがますます重要になると思われまます。

民紹協といたしましては、引き続き政府や行政機関の施策の動きをいち早く捉えて、その情報をお伝えしつつ、厚生労働省・労働局との連携の下、各職業別団体や会員の皆様と一体になって、時代の変化に対応した活動を積極的に展開してまいり所存です。また職業紹介責任者講習や各種研修セミナー等を通じて、紹介事業者の皆様が業務に活かせるよう分かりやすくお伝えをしてまいります。

最後に、令和2年が皆様の事業にとって、さらに発展・飛躍の年となりますよう心から祈念申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。

年頭所感



厚生労働大臣
加藤 勝信

●はじめに

令和2年の新春を迎え、心よりお慶び申し上げます。本年も何とぞよろしくお願い申し上げます。

厚生労働大臣就任から約4ヶ月が経過しました。この間、国民の皆様の安全・安心の確保に万全を期すべく努力してまいりました。引き続き、私自身が先頭に立ち、厚生労働省一体となって様々な課題に全力で取り組んでまいります。

●災害への対応等

昨年は、台風や記録的な大雨による甚大な被害が全国各地で発生しました。改めまして亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された皆様にお見舞い申し上げます。

被災された方々が一日も早く安心・安全な生活を取り戻せるよう、スピード感をもって対策を講じるとともに、相次ぐ自然災害から国民生活を守れるよう、医療・福祉・水道施設等の強靱化に取り組みます。

●戦没者遺骨収集事業を巡る問題等

援護施策において、日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘されながら、長年に渡り適切な対応が行われてこなかったことや、公的統計を巡る不適切な取扱いなど、行政に対する信頼を損なう事案が生じたことに対し、改めてお詫び申し上げます。深い反省と、二度と繰り返さないという強い信念の下、厚生労働省のガバナンス強化や業務改革等に全力で取り組めます。

●全世代型社会保障への改革

昨年9月に、安倍総理を議長とする「全世代型社会保障検討会議」が設置され、年末に中間報告を取りまとめました。まずは、この中間報告を基に、次期通常国会に高齢者雇用や年金の関連法案の提出を目指すとともに、医療についても、関係審議会での議論を本格化し、今夏の最終報告に向け、検討を進めます。

●多様な就労・社会参加の促進

少子高齢化が進む中で、多様化する就業ニーズに対応したセーフティネットの整備や、高齢者の就業機会の確保などを図るため、次期通常国会に関連法案の提出を目指します。また、高齢者が安心して安全に働けるよう、増加する転倒災害の防止等の労働安全衛生対策にも取り組みます。

いわゆる就職氷河期世代の方々に対しては、一人ひとりの状況に応じた支援を行うことで、働くことや社会参

加を支援します。

●年金制度改革

年金制度については、老後生活の基本を支える公的年金の安定的運営と充実に努めるとともに、老後生活の多様なニーズに対応する私的年金の普及・促進を図ってきましたが、働く意欲の高い高齢者が増えるなど、社会・経済の変化に対応した制度を構築する必要があります。昨年の財政検証結果を踏まえ、被用者保険の適用拡大、在職老齢年金制度の見直し、年金受給開始時期の選択肢の拡大等を図るとともに、確定拠出年金の加入可能要件を見直すなど、長期化する高齢期の経済基盤の充実に図るための改正法案の提出を目指します。

●地域共生社会の実現に向けた社会福祉制度・介護保険制度改革

人口減少、地域社会の変容が進む中で、地域とのつながりを失い孤立した

り、一つの家庭の中で複合的な課題を抱えるケースが生じています。こうしたケースに対応するため、包括的な支援体制の構築や社会福祉法人を中核とする非営利連携法人制度の創設等を通じて、地域共生社会の実現に向けて取り組めます。

また、地域包括ケアシステムを推進するとともに、介護保険制度を基盤とした地域共生社会を実現するため、介護予防・地域づくりと認知症施策の推進や、地域特性等に応じた介護基盤整備、生産性向上等の取組を進めます。

こうした取組を推進するため、次期通常国会に関連法案の提出を目指します。

●地域医療体制の整備等

医療分野では、2025年の地域の医療ニーズを把握し、病床機能の最適化を目指す「地域医療構想」、医療現場で常態化している長時間労働を是正する「医師の働き方改革」、医師の最適

な配置により地域間、診療科間の医師偏在解消を目指す「医師偏在対策」を一体的に進めていきます。また、健康寿命の延伸を図るため、ナッジ理論などの行動経済学の知見も活用し、予防・健康づくりを推進します。

●働き方改革の推進

本年4月から、大企業に同一労働同一賃金のルールが、中小企業に時間外労働の上限規制が適用されます。制度改正に関する丁寧な周知に加え、生産性向上に取り組む中小企業に対する支援等により、円滑な施行に努めます。

経済の好循環の実現のためには賃金の引上げが重要です。中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境を整備するとともに、地域間格差にも配慮しながら、最低賃金がより早期に全国加重平均1,000円となることを目指します。

また、全ての方がその能力を存分に

発揮できる社会の実現に向けて、リカレント教育を始めとした人材育成の強化、女性・若者・高齢者・障害者等の就労支援、ハラスメント対策の推進、柔軟な働き方がしやすい環境整備等に取り組めます。

●子ども・子育て支援

待機児童の解消に向けて、「子育て安心プラン」に基づき、2020年度末までに32万人分の保育の受け皿を整備し、保育人材の確保等を行います。また、関係省庁と連携し、幼児教育・保育の無償化の円滑な実施に努めるとともに、保育の質の確保にも一層取り組めます。さらに、全ての子どもたちが夢や希望を持てる社会を目指し、児童虐待防止対策や子どもの貧困対策に取り組めます。

そのほか、社会経済の変化に対応しつつ、厚生労働省に対する要請に適時・的確に応えることができるよう、

医薬品・医療機器施策、感染症対策、障害者福祉、社会福祉等、山積する課題に果敢に取り組んでまいります。

おわりに、本年が、国民の皆様お一人おひとりにとって、実り多き素晴らしい一年となりますよう心よりお祈り申し上げ、年頭に当たっての私の挨拶といたします。



年頭所感



厚生労働省職業安定局長
小林 洋司

新年を迎え、謹んでお慶び申し上げますとともに、職業安定行政へのご理解とご協力に感謝申し上げます。

少子高齢化や人口減少が進む我が国において、経済社会の活力を維持し向上していくために、すべての方々がその特性や強みを活かし活躍できることが必要となっています。職業安定行政におきましては、働く意欲のある高齢者、女性、障害のある方、就職氷河期世代、外国人、派遣労働者など、様々な特性や働き方をする方の誰もが、その能力を十分に発揮できるよう、就業機会の確保、多様化する就業ニーズに対応したセーフティーネットの整備などを通じて、引き続き、多様な人材の活躍促進に全力で取り組んでまいります。

このため、労働政策審議会において、70歳までの就業確保措置を企業の努力義務とすること、中途採用による雇入れ状況の公表を大企業の義務とすること、雇用保険の保険料率等の時限的な引下げの継続、65歳以上の複数就業者について雇用保険を適用すること等について議論し、昨年中に取りま

とめを行いました。これらについて、次期通常国会への改正法案の提出を目指します。

我が国の雇用情勢は改善が進む中、求人が求職を大幅に上回って推移しており、特に中小・小規模企業において人手不足が深刻化しています。こういった中で、引き続き女性・高齢者などの多様な人材の活躍促進を図るとともに、ハローワークによるマッチング支援、事業主等が雇用管理改善や生産性向上の取組を行った場合の支援等を実施して参ります。

ハローワークによるマッチング支援については、支援サービスへのアクセスのしやすさを向上させ、利用者層を広げるとともに、利用者本位のサービス提供が可能となる環境整備に取り組めます。具体的には、求職・求人申込み手続きや求人検索などの機能を強化し、1月6日から運用を開始いたします。今回の機能強化に留まらず、引き続きハローワークのサービス向上に取り組んで参ります。

また、地域へ目を向けると、日本の各地域がそれぞれ持つ特色、魅力を活かして元気な地域を作りあげていくことが重要であり

ます。そのため、産業政策と一体となって良質で安定的な正社員雇用の確保に取り組む都道府県への支援や、雇用機会が不足している地域や過疎化が進んでいる地域等の創意工夫を活かした雇用や人材の維持・確保の取組への支援等を引き続き、実施して参ります。

多様な人材が活躍できる社会の実現に向けて、障害者雇用については、昨年成立した改正障害者雇用促進法のうち、公務部門における障害者活躍推進計画の作成・公表義務、障害者雇用に関する取組が優良な中小事業主に対する認定制度等が、4月1日から施行されます。一昨年の国の行政機関における障害者雇用に係る事案を重く受け止めつつ、新制度の円滑かつ適切な施行により、引き続き、障害者が希望や能力に応じて活躍できる社会の実現に向けて取り組んで参ります。

雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った就職氷河期世代の方々にさらに支援するため、ハローワークに専門窓口を設置し、担当者によるチーム支援を実施することや、民間事業者のノウハウを活かした不安定就労者の就職支援、就職氷河期世代に特化した求人の開拓、マッチング、助成金の活用促進等について取り組んで参ります。

外国人雇用については、今後、特定技能制

度による受入れが本格化し、我が国で就労する外国人労働者がさらに増加することが見込まれている中、ハローワークによる外国人労働者の適正な雇用管理の確保に取り組むこと等により、その能力を有効に発揮できる環境を整備し、職場定着を推進して参ります。

派遣労働者については、いわゆる同一労働同一賃金の制度が4月1日から施行されます。引き続き、派遣元事業主及び派遣先に対して、説明会等を通じて制度の趣旨等を丁寧に周知するなど、適切な派遣労働者の待遇が確保されるよう取り組んで参ります。

全ての方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を推進し、深刻な人手不足に対応するため、職業安定局としても全力で取り組んで参りますので、皆様方には、一層のご指導、ご支援を何卒よろしくお願い申し上げます。



各民営職業紹介事業者団体より

謹んで新年のご挨拶を申し上げます!



公益社団法人日本看護家政紹介事業協会

今年度は、看家紹介業の新たな発展、拡大を目指し、事業の充実、強化に取り組んでまいります。

近年、看家紹介業を取り巻く環境は大きく変化しております。人口の減少と少子高齢化が急速に進展するなか、高齢夫婦だけの世帯や一人暮らしの高齢者の増加、子育て期の女性の労働参加の高まりなどを反映して家政サービスに対するニーズが増大し、また、その内容も多様化してきています。こうした社会の要請を踏まえ、家政サービスや家事支援業務に関する卓越した知識、技術を有する者に「家政士」の資格を授与することにより、家政婦(夫)の社会的認知度、社会的評価を高めることを目標に、第4回検定試験を全国規模で実施いたしました。

本年においても、「家政士」検定試験の実施を始め、事業の充実、強化に取り組み、看家紹介業の活性化と家政婦(夫)の就労機会の拡大を図ってまいります。

一般社団法人日本人材紹介事業協会

令和元年は、周辺状況が不透明ながらも日本経済は堅調に推移しました。紹介事業も業界や地域によって事情は異なりますが、全体としては概ね堅調な一年でありました。構造的な人手不足を背景に、働き方改革が推進され、ますます多様な働き方が求められています。外国人材や高齢者・女性、雇用類似の働き方も視界に入れて、多種多様な個別対応を得意とする紹介事業による取り組みに尚一層の期待が寄せられるところだと思えます。人材協会員の皆さまと共に、新しい年を人材紹介

事業の次の時代の基盤創りの年にしたいと思います。本年もどうぞよろしく願いいたします。

一般社団法人全国サービスクリエイター協会

2020年、一般社団法人全国サービスクリエイター協会はお陰様を持ちまして、社団法人となり5周年を迎えます。5周年をつつがなく迎えることができますのは、ひとえに皆様方のご支援の賜物と深く感謝し厚く御礼申し上げます。さて、サービスクリエイター業界は、昨秋世界各国からお見えになったラグビーワールドカップの選手、応援団の方々へおもてなしをする機会がありました。良かった点や反省点をふまえ、東京オリンピック・パラリンピックや、2025年の大阪万博でより良いおもてなしができるよう情報交換活動を積極的に行なってまいります。

公益社団法人全日本マネキン紹介事業協会

今年は日本が世界中に注目されるオリンピックイヤーであります。私は昭和39年の記憶も残っておりますが、もう一度、日本で見られるあの感動を今から楽しみにしているところです。

昨年は3,000万人を超える外国人観光客が来日し、日本の「おもてなし」と「安心な環境」を体験されました。今年はさらに多くの来日も見込まれ、インバウンドの効果を大いに期待しつつ日本経済を押し上げてくれるものと期待しております。

すべての業界で人材不足を感じられますが、働く意欲のある人は70歳を過ぎても働くことのできる環境を作ることを目標に、今年も頑張ってまいります。

公益社団法人日本全職業調理士協会

調理業界も人手の確保が大変だとの話を聞きますが、昨年1月から国の統計によれば、調理士が含まれる飲食物調理の職業では、新規求人倍率は3.4～4.8倍台で推移し、有効求人倍率でも同様に3.1～3.4倍台を維持しており、就職件数では4千件～7千件程度に及んでおります。

また、本年7月下旬以降には、東京オリンピック・パラリンピックが開催され、和食・日本料理を所望する来日客が増加し、より一層の調理師の活躍が予想されます。

こういう状況ではありますが、会員の調理士紹介所の業務運営に必要な情報の発信に努めてまいりたいと考えております。本年もよろしくお願ひ申し上げます。

特定非営利活動法人

全国ホテル&レストラン人材協会

昨年は天皇陛下の御即位に伴う式典やラグビーW杯開催で世界各国からのお客様をおもてなしする機会が多い一年となりました。本年度も東京オリンピック・パラリンピックの開催により国外より多数のお客様がお見えになる予定です。一人でも多くのお客様にご満足いただけるよう当協会が中心となり求職者の更なるスキルアップを図り世界のお客様を魅了するサービススタッフを輩出してゆく所存でございます。また昨年の4月から施行されております労働法改正法に則した勉強会を定期的で開催するとともに会員相互の親睦を図り、なお一層強固な団体を目指してまいります。

全国調理士紹介事業福祉協会

私共の業界は慢性的な人手不足で、いかに人材確保を図るかが課題になっています。こうした中、厚生労働省は、働きながら年金を受け取れる在職老齢年金制度を見直し、働く高齢者が受け取る年金額が増える案が示されています。この案が実現すれば、年々高齢者の就職が増える中、働く高齢者にとって追い風になります。

また、当協会では、昨年から会報を発行しましたが、今年では会報の充実を図り、情報交換の場として活用していきたいと思ひます。さらに、今年から求職者の技術のレベルアップにつなぐ「料理講習会」が実施されます。「紹介所が一社で出来ないことを団体として出来るようにすること」をみんなで考えて積極的に進めていきたいと思ひます。

一般社団法人日本モデルエージェンシー協会

芸能事業者団体連合会

全国クリーニング技術者紹介事業協会

西日本理美容師職業紹介事業協会



栄えある叙勲をお慶び申し上げます!

瑞宝単光章受章 株式会社ジュネス 代表取締役 塩田 秀夫 氏

このたび令和元年秋の叙勲において「瑞宝単光章」を拝受いたしました。そして12月13日に皇居の豊明殿にて徳仁天皇に拝謁いたしました。

生まれた時からインターネット接続とパソコンの操作が当たり前になった今日、携帯電話も携帯端末へと替わり、赤ちゃんでも自分でユーチューブの動画を楽しめます。これまでひとがおこなってきた作業や判断をアプリやAIなどに代替させる流れはより加速する一方、新たなサイバー犯罪や情報漏洩などのニュースが後を絶たないという時代でもあります。

このような世の中の様々な変化に対応しながらも、「職業紹介事業」の根底には常にアナログな人力感があふれていることにおおきな魅力があり、今後もそれが求められ続けることにかわりはないことでしょう。これからもひととひととのふれあいの大切さを見失うことのないように心がけていきます。

この場をおかりして民紹協、日本モデルエージェンシー協会の関係各位に心から感謝を申し上げます。



11月3日、令和元年度の叙勲受章者が発表されました。当協会からは塩田秀夫氏と高橋幸子氏が瑞宝単光章を受章されました。お二人の喜びの声をご披露致します。

瑞宝単光章受章

有限会社いずみ訪問介護サービス家政婦紹介所 代表取締役 高橋 幸子 氏

この度はからずも、令和元年秋の叙勲「瑞宝単光章」の栄に浴し、身に余る光栄に感謝いたしております。去る12月13日、厚生労働省での伝達式、式典の後、皇居に参内し、天皇陛下に拝謁の榮譽と共に、温かい励ましのお言葉まで賜り、感謝の極みでございました。

さて、思い起こせば今から40年近くも昔になります。私は、勤務しておりました仙台赤十字病院を退職したところでした。その後は、開業医である夫と共に、在宅患者様と向き合い日夜奔走の毎日を送ってまいりました。

人間にとって「家族」とは生活を営む上で基本となり、最も大切な居場所となります。年老いて自分の力だけの生活が難しくなっている方々を目にする度に、何とか力になりたいという思いが日増しに高まっていった気持ちを今でも覚えております。

そのような折り、いずみ家政婦紹介所を立ち上げましたが、当時は、思うように求職者の方が集まらず、気持ちばかり焦る日々でした。それでも利用者様のおかげで、少しずつ仕事も増えてまいりました。

その後、平成11年9月に、有限会社いずみ訪問介護サービス家政婦紹介所と改組し今に至っております。

要介護者にとって、長く生活していた空間や家族はなにものにも代え難く、最後まで住み慣れた生活をしたということは、多くの方が望んでいることと思います。

モットーである「介護者の笑顔のため」については、日々伝えているところです。

これまで支えてくださいましたすべての方々への気持ちを忘れず、今回の榮譽を励みとし、これからもなお一層の研鑽を重ね、引き続き精進してまいりたいと存じます。



厚生労働省と民営職業紹介事業者団体

12月19日、厚生労働省職業紹介事業担当課室と職業紹介事業者団体は、情報交換会を行いました。予め関係職業紹介事業者団体の事務局長等で構成する会議を開き、会員事業者の方々の抱える意見・要望を厚生労働省に伝えるとともに、当日、次のような回答をいただきました。

なお、当日、厚生労働省の出席者は、次のとおりです。

厚生労働省職業安定局需給調整事業課課長補佐	船谷忠之氏
同 雇用政策課民間人材サービス推進室室長補佐	矢野誇須樹氏
同 職業安定局需給調整事業課企画係長	瀬戸淳史氏
同 職業安定局需給調整事業課職業紹介事業係長	富岡紅衣氏
同 雇用政策課民間人材サービス推進室民間人材サービス育成係長	川瀬健助氏

また、各職業紹介事業者団体からは、民紹協の他、(公社)日本看護家政紹介事業協会、(一社)日本人材紹介事業協会、(一社)全国サービスクリエイター協会、(公社)全日本マネキン紹介事業協会、(公社)日本全職業調理士協会、(NPO法人)全国ホテル&レストラン人材協会の事務局長等が出席しました。

1

求人事業者に対する 指導の徹底等について

(1)職業安定法及び関係法令の遵守指導の徹底

職業安定法及び関係法令に関する求人者の理解を促進するため、これまで求人者向けに分かりやすい各種リーフレット(職業安定法の改正、裁量労働制の求人を行う際の留意点、募集に際し当初の労働条件を変更する場合の明示、採用内定時に労働契約が成立する場合の労働条件明示など)を作成していただいておりますが、未だ求人者の理解が不足しているケースが見受けられます。求人者に対してさらなる周知をお願いするとともに、悪質なケースについての指導、監督の徹底を図っていただきたい。

(答) 職業安定法に係る周知については、昨年度のこの場での御指摘等も踏まえて、働

き方改革関連法の施行に伴い、職業紹介事業者に留意していただきたい点や、特定技能外国人材の受け入れに関する留意点等について、リーフレットを作成するとともに、周知を図ってきたところです。

今後もこうした周知資料等を利用して、職業紹介事業者、求人者等に対する周知に積極的に取り組んでまいりたいと思います。

また、一般論として申し上げますと、職業安定法等に違反するおそれがある場合には、都道府県労働局において事実確認の上、違反が認められる場合には、厳正に指導等を行うこととなります。

(2)令和2年3月30日施行予定の 求人不受理の運用

求人不受理に関して、自己申告書の取扱いや、申告により不受理に該当する場合の

による情報交換会の開催

対応など、職業紹介事業者としても求人者へ徹底を図る必要があり、実務的な運用のあり方を早期に教示していただくようお願いいたします。

(答) 求人不受理の施行に係る取扱いについては、可能な限り早急にお示しすべく準備を進めています。

職業安定法に規定する求人不受理については、あくまでも求人を不受理とすることが「できる」という規定であり、各職業紹介事業者が、職業安定法第5条の5第2項の規定に基づいて、求人者に対して自己申告を行っていただくことが基本です。

また、可能な限り円滑に運用いただけるよう、労働基準関係法令違反により送検・公表された事案やその他の法令違反により公表された事案については、公表情報を集約する等の対応を行うことを考えています。

今後早急にご相談させていただきますが、こうした前提の下で準備を進めていただき、また、問題意識等あれば随時ご教示いただきたいと思っております。

2

国外にわたる職業紹介に係る相手先国の労働法令の入手支援等について

(1) 相手先国の最新の労働関係法令のURL一覧の掲載などの支援を

平成31年4月に改正入管法が施行され、外国人材の職業紹介にさらなる関心が高まっている中、とりわけ入手難易度の高い相手先国の労働法令については、最新の労働関

係法令のURL一覧の掲載などの支援をお願いします。

(答) 入手難易度の高い相手先国も含めた諸外国の現行労働関係法令を網羅的にURL一覧として掲載するサービスを行うことは考えていません。

国外にわたる職業紹介事業を行う者は、相手先国の労働市場の状況及び法制度について把握し、求人・求職者との確な意思の疎通を図るに足る能力を有することが求められており、有料職業紹介事業の許可の要件にもなっていることから、事業者において各国大使館に問い合わせる等して、相手先国に係る最新の労働関係法令について把握いただきたい。

(2) 悪質な取次機関と契約することがないよう、二国間の協力覚書(MOC)等で、排除すべき悪質な取次機関等の情報共有をお願いします。

(答) 特定技能の在留資格については、入国在留管理庁が中心となって、二国間取り決めの作成等を行っているところです。相手先国によっては、送り出し機関(職業安定法上の取次機関)を相手先国政府が認定し、その情報を共有することや、悪質な取次機関の情報を共有すること等が定められているので、情報が共有された場合には、職業紹介事業者に対する周知を行ってまいります。

(3) 二国間協定等で相手先国の取次機関が認定された場合には、ホームページ等に

アップされるのでしょうか。

また、取次機関との業務提携の契約書は通常のものとは異なると思われます。厚生労働省等でサンプルを提示いただければ、間違いのない提携書が作成できますので、ご検討をお願いします。

(答) 特定技能に係る取次機関に関しては、現在も一部の認定されたものについては、入国在留管理庁のホームページで掲載されており、今後も認定された場合には掲載される予定です。できるだけわかりやすい形で表示をしたいと思います。業務提携契約書に関しては、定型のフォームでなければならないことはありませんが、必要なら検討をしてみたいと思います。

3 日々紹介に係る求人管理簿等の記載方法について

配ぜん人等日々紹介を行う場合の求人管理簿の記載方法について、同一の求人者が、一定期間、同一の労働条件で反復継続して日々雇用する場合は、日々、求人管理簿に記載するのではなく、実態に即して「〇月〇日から〇月〇日まで日々雇用」と記載して、その期間をまとめて記載してよいかお伺いします。

なお、日雇いは、1か月未満の期間を定めて雇用されるものとされていることから、まとめて記載できる期間は1か月未満とすることとします。

(答) 求人求職管理簿は職業安定法及び職

業安定法施行規則に基づき、有料職業紹介事業を行う事業所ごとに作成し、備えておくこととなっています。また、求人求職管理簿の具体的な記載方法については、職業安定局長の定める業務運営要領において、求人を受け付けた年月日、求人に係る雇用期間及び求人に係る賃金等を記載することとなっています。

このため、同一の求人者が、一定期間、同一の労働条件で反復継続して日々雇用する場合においても、その期間をまとめて記載することは、実際の求人受理と求人求職管理簿の内容に齟齬を来すことから認められません。

4 職業紹介事業報告書のWeb入力化等について

ITの活用等による生産性向上を図るため、職業紹介事業報告書のWeb入力化を早期に実現していただくようお願いします。

また、事業報告書の「5活動状況(国外)」の欄に、入国の紹介なのか出国の紹介なのか、分かるようにしていただきたい。

さらに、職業紹介事業報告書と人材サービス総合サイトとの記載内容の連携についても、早期に実現していただくようお願いします。

(答) 職業紹介事業報告書については、現行においても電子政府の総合窓口(e-Gov)により電子申請で行うことが可能となっているところです。

現在、職業紹介パンフレットにおいて周知に努めているところですが、今後、新たに事業者向けリーフレットを作成すること等により、事業者に対する周知に積極的に取り組んでまいりたいと思います。

また、職業紹介事業報告書は、職業紹介事業者による適正な事業運営を確保することを目的として、職業安定法(第32条の16)に基づき職業紹介事業者に対し、毎年度の運営状況についての報告書を厚生労働大臣に提出するよう義務づけているところです。このため、ご要望の項目については、報告書を作成する事業者の負担も念頭に置きつつ、今後、労働力需給調整制度を検討する上で、必要か否か検討してまいりたいと思います。

さらに、職業紹介事業報告書と人材サービス総合サイトとの記載内容の連携については、職業紹介事業報告書を全て電子申請による提出とした上で、人材サービス総合サイトとのシステム上の連携を図る必要があることから、今後、政府全体の行政手続の電子化を進める中で検討してまいりたいと思います。

5

優良民間職業紹介事業功労者の 厚生労働大臣表彰の要件緩和について

厚生労働大臣表彰において、長年の事業功績があっても、労働局から是正指導を受けると、その後20年間は表彰の対象にならないという取扱いがなされています。

職業安定法の改正等により、遵守すべき

事項(労働条件等の明示、取扱職種の範囲等の明示、個人情報保護、職業紹介事業に関する情報提供義務など)が大幅に増加している中、従来の取扱いのままでは大臣表彰の対象者がいなくなり、表彰制度が維持できなくなるおそれがあります。20年間の期間を見直すなど、法令改正の実態等にあった表彰要件の見直しを早急にお願いします。

(答) 優良民間職業紹介事業功労者の表彰については、民間職業紹介事業の運営を積極的かつ適正に行って顕著な功績を上げ、業界の模範として推奨すべき民間職業紹介事業の功労者等に対して、表彰を行い、広く一般に周知することにより、民間職業紹介事業に関する国民、特に関係業界及び関係事業主の一層の理解と協力を得ることを目的に実施しているところです。

その上で、表彰の要件については、まず、表彰要領において、「過去において業務に関する法令及びこれに基づく行政庁の処分違反したことの無い者であること」を前提としつつも、表彰の趣旨等を勘案の上、運営規定により、処分から一定の期間を経過する場合は表彰の対象とすることができることとしているものです。

このため、遵守すべき事項が増加したという理由をもって直ちに要件を緩和するものではなく、要件を緩和するに当たっては慎重に検討する必要があるものと考えています。

(追加要望)

表彰に関しては、「基本は法令違反をしないこと」が前提です。しかしながら、東京労働局の発表によると、改正職業安定法が施行された平成30年度の職業紹介事業者に対する指導監督状況は、指導監督を受けた延べ466事業所のうち、文書による是正指導を受けた件数は519件となっています。指導監督を受けるとほとんど何らかの是正指導を

受けるのが実情です。このままでいくと今後表彰者がいなくなることが懸念されます。

職業安定法の改正によりルールを変更したのは厚生労働省であり、ルール変更に伴い表彰の要件を見直しても良いのではないかと思います。1回の是正指導により20年間尽力してきた紹介事業者としての表彰資格を失うことは残念でなりません。早急に見直していただくようお願いします。



●民紹協以外で参加いただいた職業紹介事業者団体の方々(敬称略)

日本看護家政紹介事業協会	事務局長	河津 浩安
日本人材紹介事業協会	事務局長	川野晋太郎
全国サービスクリエイター協会	副会長	高田 雅通
全日本マネキン紹介事業協会	副会長	小金井 敬
日本全職業調理士協会	事務局長	中原 待雄
全国ホテル&レストラン人材協会	理事・総務委員長	淵上 順也

『外国人材の職業紹介に関する基礎知識』 について

公益社団法人全国民間職業紹介事業協会においては、厚生労働省からの受託事業「民間職業紹介従事者の人材育成推進事業」の一環として、①外国人材の職業紹介の現状をアンケートにより把握するとともに、②同アンケートの結果に加えて、在留資格等外国人材の職業紹介に従事する方々が知っておくべき基礎知識を取りまとめた資料集『外国人材の職業紹介に関する基礎知識』を作成しましたので、その概要を紹介します。

なお、この資料集は「指導者講習」の資料として活用するほか、ホームページを通じて公表しています。

ホームページURL

<https://www.minshokyo.or.jp/seminar/promotion.html>



表紙のイメージ

【内容】

第1部 現状編

- 「外国人材の職業紹介等に関する調査」の概要
- 調査結果

第2部 基礎知識編

- [1] 在留資格とは
- [2] 職業紹介に関連する入管手続き
- [3] 外国人の雇用管理と定着・共生

第3部 参考資料

第1部 現状編

－外国人材の職業紹介等に関する調査とその結果を紹介しています－

外国人材の職業紹介事業を行っている職業紹介事業者524社に対して、令和元年7月にアンケート調査を実施(回収率28.1%)しました。その結果、次の結果が明らかになりました。

ア. 平成30年1年間の職業紹介事業に占める外国人の比率を尋ねると、外国人が75%以上である「外国人特化型」が2分の1を占め、外国人が1%～74%である「混合型」及び外国人が0%の「未実施型」はそれぞれ4分の1でした。

イ. 求職者(外国人材)を確保する方法としては、国内においては、①自社ホームページ、②人脈、③学校が、国外においては、①外国の紹介会社との提携、②外国の学校との提携、③人脈が多く挙げられました。

ウ. 外国人材の出身国・地域は、①ベトナム、②中国、③フィリピンの順でした。希望在留資格は「技術・人文知識・国際業務」、希望職種は「技術者」が最多でした。

エ. ミスマッチの原因としては①日本語能力、②能力・経験、③仕事の内容が挙げられました。

オ. 求人先は、製造業の中小企業が中心でした。外国人材を雇用したいと思う理由は、①人手不足、②真面目な人材の確保、③高度な人材の確保が挙げられ、反対に、雇用に当たってのネックは、①日本語能力、②在留・雇用手続、③教育・研修が挙げられました。

カ. 職業紹介に当たってのノウハウは、「ある」(「ややある」+「十分ある」)とする事業所が半数以上ですが、外国人特化型の事業所で特に高くなっています。

キ. 職業紹介に役立つ情報への期待については、未実施型事業所では「入管法や在留資格の知識」が多いものの、混合型事業所になると「外国人の採用・選考ノウハウ」が高まり、さらに外国人特化型事業所になると「労働条件・雇用管理の知識」や「定着のノウハウ」が高くなっています。

第2部 基礎知識編

ー外国人の職業紹介の基礎知識を掲載していますー

[1] 在留資格とは

外国人材の職業紹介に当たって必要な在留資格の知識をわかりやすく解説しています。

- ・技術・人文知識・国際業務
- ・介護
- ・特定技能
- ・特定活動
- ・技能実習
- ・その他の在留資格

[2] 職業紹介に関連する入管手続

職業紹介に従事する方が最小限必要な入管手続と職業紹介の関係について、次の手続について解説しています。

- ・入国手続と在留管理制度
- ・外国人材の就労に関わる入管手続
- ・職業紹介の態様
- ・入管手続の留意点

[3] 外国人材の雇用管理と定着・共生

外国人材の職業紹介のためには、在留資格、入管手続等の職業紹介の前に知っておくべき知識とともに、採用後に必要になる雇用管理や定着の知識も必要になってきます。そこで、雇用管理について必要になる法令に基づく知識を、次の2つの観点で整理して、提供しています。

- ・外国人雇用状況届出による採用・退職時の手続き
- ・外国人雇用管理指針に基づくチェックポイント

また、法令に基づくものではありませんが、企業の人事管理上重要な知識を、次の3つの観点で整理して、提供しています。

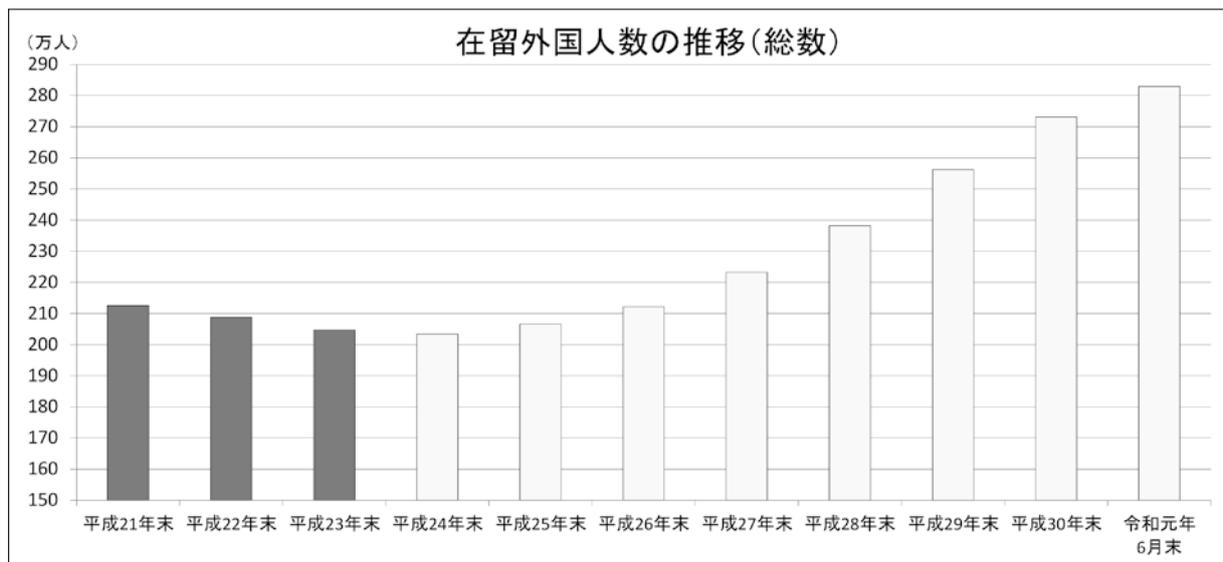
- ・必要な日本語能力の考え方
- ・外国人材の定着のために企業の中で配慮が必要な事項
- ・外国人材との共生のために知っておくべき生活支援に関する事項

～令和元年6月末現在における在留外国人数が過去最高値～

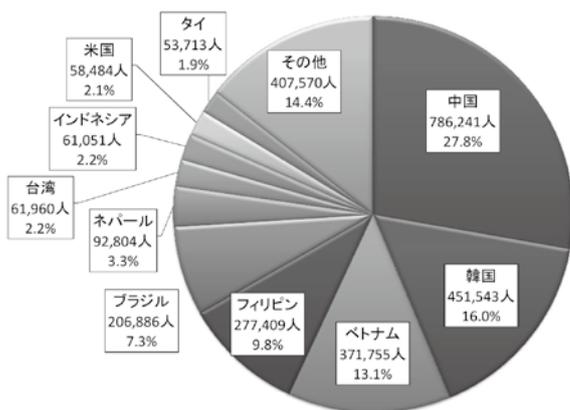
法務省は、令和元年10月25日に「令和元年6月末現在における在留外国人数」を発表しました。

- 令和元年6月末現在における在留外国人数は**2,829,416人**でした。これは平成30年12月末に比べ、98,323人（前年末比3.6%）の増加となり、過去最高の数値を更新しました。
- 国籍別・地域別には、中国786,241人（構成比27.8%）、韓国451,543人（同16.0%）、ベトナム371,755人（同13.1%）、フィリピン277,409人（同9.8%）ブラジル206,886人（同7.3%）です。
増加国を見ると上位10か国・地域では、ベトナムが371,755人（前年末比12.4%増）、インドネシアが61,051人（同8.4%増）等が大幅に増加しています。
- 在留資格別には、永住者が783,513人（構成比27.7%、前年末比1.5%増）、技能実習生367,709人（同13.0%、同12.0%増）、留学336,847人（同11.9%、0.05%減）特別永住者317,849人（同11.2%、同1.1%減）技術・人文知識・国際業務256,414人（同9.1%、同13.6%増）です。
- 都道府県別には、東京都581,446人（構成比20.6%、前年末比2.4%増）愛知県272,855人（同9.6%、同4.6%増）、大阪府247,184人（同8.7%、同3.4%増）、神奈川県228,029人（同8.1%、同4.1%増）、埼玉県189,043人（同6.7%、同4.6%増）です。

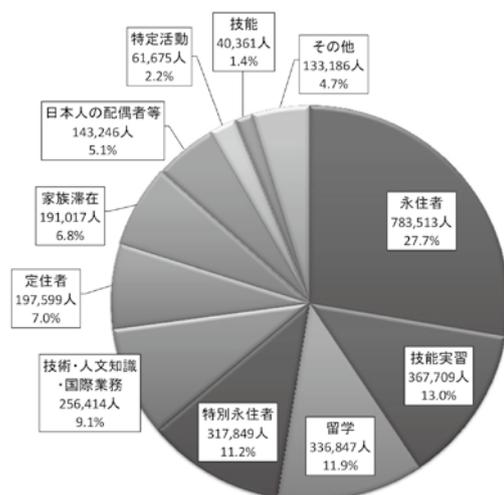
法務省出入国在留管理庁「令和元年6月末における在留外国人数について」



国籍・地域別外国人労働者の割合



在留資格別外国人労働者の割合



日本産業と外国人材の活用法

～今後の企業は、外国人材の力を借りなければ未来の発展はありえない～

株式会社NWS 代表取締役 吉田充宏氏

今回は、長年にわたり技能実習生の紹介を行い、また、ベトナムを中心にアジアの人材の紹介を行っている株式会社NWS代表取締役の吉田充宏氏に、外国人材の活用と同社の取組みをお書きいただきましたのでご紹介します。

少子高齢化に伴い労働力人口が減少する中、日本企業にとって人材の確保が困難になり、人材を受け入れる体制の整備が求められるようになってきました。

私達、人材紹介・派遣会社も、「いい人はいないか？外国人でもいい。」と言う言葉を耳にすることが多くなり、外国人材のニーズは、年々高くなっています。

外国人材の活用のメリットと受入企業のマナー

外国人技能実習生で日本に学びにくる外国人は、20代前半から30代前半と若く体力もあります。また実習生も日本の文化、技術を学び母国にて起業したり、日本語を活用できる企業に就職したりと様々です。

若い外国人労働者は、高いモチベーションで社内を活性化し、日本人労働者に対して良い影響も与えてくれます。

ただし、最近では問題とされる最低賃金でキツイ仕事ばかり与えたり、日本語で暴言を吐いたり日本企業のマナーの悪さも目立ちます。実習生達の独自のネットワークでは、職場環境、給与、人間関係など、様々な情報交換が常にされており、そうしたことから受入企業もマナーの向上が必要だと思えます。

技能実習生から特定技能へ

技能実習期間が3年になると、条件が合えば実習期間を2年延長することができます(優良企業になっている事が条件)。またもう一つの選択肢として特定技能の在留資格に変更すれば、その後5年滞在できる場合があります。

技能実習から特定技能への移行は、実習生と企業との信頼関係が築けているということが最大のメリットです。

現在、特定技能で5年働けるからといって企業の信頼もなく、日本語レベルも低い、また日本の文化も知らない状況で受け入れるのは、リスクだと考えます。また日本人と同等レベルの賃金を払わなければなりません。

また、特定技能は、転職が可能です。外国人のネットワークとSNSの普及により転職情報は、簡単に取得できます。

技能実習は、その指定された企業でしか働けない在留資格で、受入企業はうまく実習生との信頼を築くことにより、長く滞在できる在留資格や特定技能に移行できます。

企業としては、3年から8年の安定した人材が確保でき、また安定した企業パフォーマンスができるので最大のメリットではないでしょうか。

外国人を入社させる際の手続で難しいのが入国ビザ（査証）の取得です。学歴や実務状況など入国ビザの取得は容易ではありません。また雇用契約の締結、雇用保険や健康保険等の手続も必要です。入国ビザ取得に強い専門家等に相談し整えるべきだと思います。

コミュニケーション能力の不足によるトラブル

企業に採用されるまでに一定の日本語の学習を済ませている外国人は多いものの、その能力が不十分であるケースも少なくありません。そうした場合、職場の同僚とのコミュニケーションがうまく取れず、トラブルになる可能性があります。これを予防するために、勤務と並行して日本語能力の向上をサポートする必要があります。現在は、スマホなどを利用してeラーニングが手頃の値段で入手できるため日本語の勉強にも最適です。

株式会社NWSの目指す！外国人との関わりかた

当社は、ベトナム、スリランカ、インドネシア、ミャンマー、モンゴルと現地の学校と提携をしています。

またベトナムでは、送り出し団体のメンバーにもなり、現地の日本語学校、訓練学校とのリアルタイムな情報を取得し受け入れ企業様にお伝えしております。

また外国人の受け入れのサポートも行っております。日本国内に外国人材を招聘するには、在留資格や入国ビザの申請、通訳、住居の紹介、口座開設、携帯電話の契約などがあり、外国人が行おうとすると大変困難です。弊社グループでは、不動産事業部、行政書士などの横の繋がりも持つことでワンストップなサポートを提供し、受け入れ企業と一緒に日常管理の多くをサポートしています。

またこれらを行うことで、受け入れ企業の負担も大幅に軽減するだけでなく、外国人も不安なく、円滑に業務に取り組めると考えています。

外国人労働者はたくさんの夢を持ち、遠い異国の地で働いています。弊社のスローガンでもある『働く事で夢は終わらない』の精神で、こうした外国人労働者をバックアップしていきたいと思えます。

皆様をご利用になる求人者におかれても外国人材の採用を検討することがあるかもしれません。その時に入国から生活のケアまでできるワンストップのサービスを行っている弊社の取組みが参考になるのではないかと思います。これを機に、ぜひリアリティを持って考えてみてはいかがでしょうか。

●問合せ先

株式会社 NWS

茨城県取手市藤代南1-5-19 YSビル2F

電話番号:0297-79-6792

2月1日から職業紹介士資格認定試験(第24回)の受験者募集が始まります。

職業紹介士は、民紹協が認定する資格制度で、職業紹介事業に従事する方が専門家にふさわしい知識とスキルを体系的に効率よく習得できる学習プログラムです。5月からスタートするプログラムの受験者募集が2月1日から始まります(締め切り3月31日)。皆様の応募をお待ちしています。

【概要】

■受験資格

- ・原則として職業紹介責任者としての経験が1年以上あること、又は職業紹介従事者としての職業経験が通算して3年以上あること。

■職業紹介研修の方法

- ・受験者には全員、民紹協が実施する研修を受講していただきます。この研修は、通信教育と集合教育からなります。
- ・通信教育では、テキストをもとに在宅学習を行い、試験問題に解答していただきます。
- ・集合教育では、講義、事例研究及び演習による研修を受けていただき、認定試験を行います。

■講師陣

- ・大学教授、弁護士、行政機関OB、民間職業紹介企業OB等職業紹介事業の専門家

■国の人材開発支援助成金の活用

- ・労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、雇用する労働者に対して職業訓練などを計画に沿って実施した場合に、事業主に対して、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度です。詳しくは以下をご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

【カリキュラム】

■通信教育

次の6科目について、テキストによる在宅学習の上、科目毎の基本的事項に関する出題に対して答案を提出していただきます。通信教育の期間は3ヶ月です。

- ◇労働保護法制 ◇職業紹介と人権 ◇職業紹介事業制度
- ◇個人情報保護 ◇職業指導と職業相談 ◇職業紹介におけるメンタルヘルス

■集合教育

- ・下記科目毎に講義が行われ、講義終了毎に認定試験及び実技演習が行われます。

講義8科目

- [第1日目] ◇職業紹介事業の意義・役割と労働市場への理解 ◇労働保護法制 ◇職業指導と職業相談
- [第2日目] ◇職業紹介と人権 ◇個人情報保護 ◇職業紹介事業制度 ◇職業紹介におけるメンタルヘルス
- [第3日目] ◇求人者サービスと求人・求職者開拓

実技2科目

- [第1日目及び第2日目] ◇事例研究
 - ・職業紹介の場面において起こり得る各種事例に関して、グループ討議を行い相互研鑽を目指します。
- [第3日目] ◇ロールプレイング
 - ・受講者が交互に求職者、求人者となって相談場面の体験をします。観察者は相談実施状況についてのコメントを加えて相互研鑽を行います。

【募集スケジュール】

■第24回資格認定試験

- ・募集開始 令和2年2月1日(土)
- ・募集締切 令和2年3月31日(火)
- ・通信教育 令和2年5月1日(金)～7月31日(金)
- ・集合教育 令和2年9月4日(金)～6日(日)
- ・資格認定通知 令和2年10月(予定)

※詳細は民紹協事務局までお問い合わせください。
TEL:03-3818-7011 E-mail:info@minshokyo.or.jp

■受験費用

- ・会 員 62,000円 ・非会員 81,000円
(受験費用は、主催者側の責により受講・受験できない場合を除き、返金できません。)

■集合教育実施会場

中野サンプラザ
〒164-8512 東京都中野区中野4-1-1(中野駅北口徒歩1分)
電話:03-3388-1151 FAX:03-3228-2803



令和2年度
職業紹介士(民紹協認定)
資格認定試験受験者募集について
第24回: 応募締切 令和2年3月31日(火)

この資格制度は、公益社団法人全国民営職業紹介事業協会(以下「民紹協」)が、職業紹介事業の健全な発展に資するため、この目的を以て実施するものです。
本資格制度は、労働者に対する職業紹介に関する知識・技能を習得するための学習プログラムです。また、試験合格者に対する研修プログラムも提供されています。試験合格者には、多岐にわたる職業紹介の現場で活躍する機会が与えられます。また、本資格制度の認定を受けた職業紹介士は、労働者に対する職業紹介の業務に専ら従事することができると規定されています。
この募集は、認定を受けた職業紹介士が、令和2年1月現在、職業紹介のプロとして活躍されています。
この「人材開発支援助成金」が活用できます。(p.1)

公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会

「フェニックス・シーガイア・リゾート」
宮崎空港から車で25分。3つのホテルをはじめ、日本トップ3に名を連ねる名門ゴルフコースを有する一大リゾート地です。

「人を大切にし 信頼される紹介所をめざして」 「で愛 ふれ愛 たすけ愛」

有限会社ケアサービス田之上 代表取締役 古澤 洋子（第2回）

私は、昭和56年4月に父が設立した(有)田之上看護師家政婦調理士紹介所に入社し、1年を過ぎたところ家政婦紹介部門の責任者の方が退職され私が家政婦の紹介を本格的に従事することになりました。

数年たち悩んでいた時に縁あって民紹協の職業紹介所の中堅の研修会に参加することになりました。研修内容も素晴らしかったのですが、他県の紹介所の方々と情報交換もでき現在も交流させていただいております。

その後、平成19年8月に職業紹介士を習得させていただきました。法令、職業紹介に必要なスキルと事業を行う上でおおきな自信になり、現在の求職、求人への面接や開拓におおいに役立っています。

また、フォローアップ研修やブロック交流会に参加し多職種の紹介業の方との交流を毎回楽しみにしています。看家協会の九州ブロックでは民紹協様の御尽力により3年に1度、紹介責任者講習会を開催して頂き好評を頂いております。

昨年度は、私も民紹協様にご推薦頂き栄えある厚生労働大臣表彰を受賞させていただきました。心より感謝申し上げます。

これからの紹介業は少子高齢化により、求職者の確保や求人者の方々のニーズの多様化と問題は多々ありますが、私は「人を大切にする」このことが紹介業を行う上で最も大切なことと思っております。信頼関係ができるのと求職者の方から友人や親戚の方を紹介していただき、また求人者の方々が新規の求人を紹介して下さいます。

今年で私も父から事業を引き継ぎ40年になり還暦を迎えます。

これからは初心に戻り民紹協様に御指導頂きながら職業紹介業の担い手として求人者求職者の皆様から信頼される紹介所を目指して精進して参りたいと思います。

有限会社 ケアサービス田之上

住所：宮崎県宮崎市船塚2丁目182-1
TEL:0985-24-1411 FAX:0985-24-3303
URL：<http://tanoue-syokai.jimdo.com/>
設立：昭和37年
資本金：2,000万円
従業員数：64名（職業紹介事業メンバー5名）

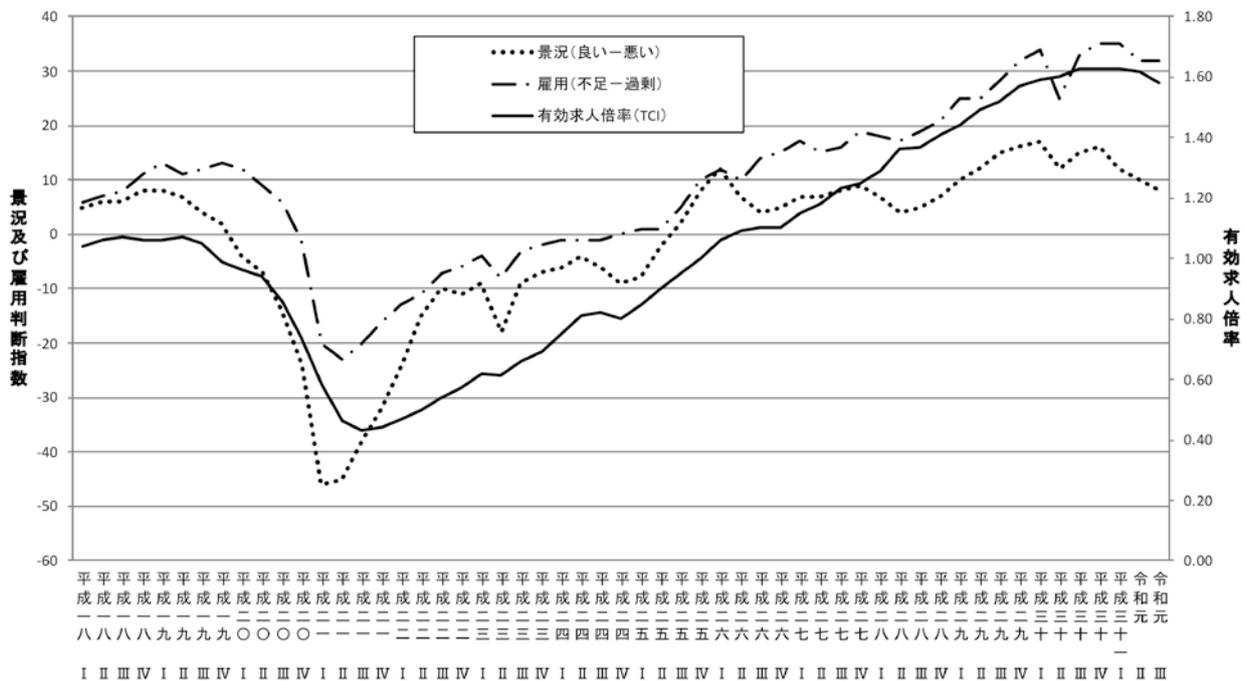


真中が筆者です。

雇用失業動向

厚生労働省の「一般職業紹介状況」によりますと、令和元年10月、11月の有効求人倍率（季節調整値）は1.57倍、1.57倍と若干下がりましたが、相変わらず高い水準を維持しています。また、総務省の「労働力調査」によりますと、同時期の完全失業率は2.4%、2.2%と低い水準を維持しています。12月の日銀短観による業況判断では、前期より4ポイント下がりましたが、先行きは更に4ポイント低下し、厳しい見方です。また、雇用判断は9月より1ポイント改善され人手不足感がやや和らぎましたが、先行きの予測は更に2ポイント下がり、求職者の不足は厳しい状況が続きそうです。

状況、雇用過不足状況及び有効求人倍率の推移(四半世紀ベース)



新規許可事業所

	令和元年7月	令和元年8月	令和元年9月	令和元年10月	令和元年11月	令和元年12月
有料職業紹介事業所	259	283	321	336	308	313
無料職業紹介事業所	1	2	4	6	1	4

雇用・失業情勢関連指数

		令和元年6月	令和元年7月	令和元年8月	令和元年9月	令和元年10月	令和元年11月
雇用者数※	実数(万人)	6023	6034	6025	6017	6046	6046
完全失業者数※	実数(万人)	162	156	157	168	164	151
完全失業率※	(季節調整値、%)	2.3	2.2	2.2	2.4	2.4	2.2
有効	求人数(万人、カッコ内は対前年同月増減率、%)	269 (▲1.7)	271 (▲0.5)	268 (▲2.5)	270 (▲1.3)	273 (▲3.8)	270 (▲4.3)
	求職者数(万人、カッコ内は対前年同月増減率、%)	177 (▲1.5)	174 (1.2)	170 (0.1)	170 (2.1)	171 (▲0.4)	165 (▲0.5)
	求人倍率(季節調整値、倍)	1.61	1.59	1.59	1.57	1.57	1.57

(出典)厚生労働省「一般職業紹介状況」、総務省「労働力調査」

よくわかる職業紹介事業のQ&A

当協会の相談専用窓口にて、最近寄せられた相談事項をQ&Aの形態で紹介致します。

Q1

引きこもりがちな若者を就職させた
い方法はないか

職業紹介事業を行っている社会福祉協議会ですが、引きこもりがちな若者を、近隣にある企業で仕事の体験をしてもらい、当該企業にその状況をみてもらったうえで、雇い入れるかどうかを判断してもらいたいと考えています。

これを実現するためには、その企業の理解を得なければならないのですが、何かよい方法はないでしょうか。

A1

一定期間の仕事ぶりをみて、正式に採用するか否かを判断する方法としては、雇用契約に試用期間を設けることや、一定の有期雇用期間を経た後に常用雇用へ進む常用目的紹介に取り組むことなどが考えられますが、引きこもりがちな若者に仕事の体験をしてもらうことに対して、当該企業の理解を得なければなりません。そのためには、少しでも当該企業の負担を軽減できる方法が必要となるでしょう。

そこで、当該企業の負担を軽減し、理解を得る方法として国の施策であるトライアル雇用制度を活用することが考えられます。

この制度は、職業経験の不足等から就職が困難な求職者を職業紹介事業者のあっせんにより企業が原則として3か月間の試行雇用することによって、その適性や能力を見極め、常用雇用へのきっかけとすることを目的とするものです。当該企業は必ずしも常用雇用しなければならないというものではありません。また、この制度に応じた事業主には、1人

当たり月額最大4万円の助成金が支給されることになっています。こうしたことを当該企業に説明し理解を得てはどうでしょうか。

なお、この制度を貴協議会が取り扱うためには、適正な取扱いを行うことなど労働局長が定める項目への同意書を都道府県労働局長へ提出することが必要ですので、トライアル雇用制度を確認する意味も含め労働局に相談してみてください。

Q2

強引で不親切な職業紹介所に求職登録して後悔している

長年勤務した企業の事業縮小に伴う希望退職に応募して退職した者ですが、再就職を目指してある職業紹介所に求職登録をしました。

そして、当該紹介所の担当者に対して、私のこれまでの勤務経験を活かせる仕事に就けるようお願いし、職務経歴書をもとに、具体的な業務経験について説明してきました。

ところが、その担当者は、当初は私の話を聞いてくれていたのですが、ある時期から私の希望とは無関係に求人案件を紹介してきました。しかも、紹介された求人情報の労働条件を聞いても、「もうすぐ面接日を決める段階になっているので、有利に進めるために貴方の紹介状を作成し当該求人者に送っておく。そのための経歴に関する情報が欲しい。」と言われ、詳しい労働条件を確認することができませんでした。

こうした不親切で強引なこの職業紹介所に対して、求職登録したことを後悔しています。職業紹介所として、このようなことでよいのでしょうか。

A₂

貴方が求職登録された紹介所は、紹介実績を急ぐあまり、基本的な義務を果たしていないと言わざるを得ません。

まず、紹介所が求人情報を貴方に提供するときには、必ず当該求人の労働条件を原則として書面で明示しなければなりません。また、貴方の意思確認も行わずに求人側との面接に進めようとしています。さらには、紹介状を作成して求人者に送ることは基本的には問題はありませんが、面接に臨む貴方が内容を確認させる必要があります。

紹介所に対して上記の問題点を指摘して改善するよう申し入れ、それが改善されない場合は、労働局に相談する、あるいは信頼できる他の職業紹介所の利用を検討されてはいかがでしょうか。

Q₃

入社した会社も人材紹介会社も裁量労働制に関する知識がなかった

ある人材紹介会社を通じて転職したのですが、労働契約の条件であった裁量労働制（専門業務型）が法的根拠のあるものではないことが判明しました。

このことを所属している現在の会社を紹介した人材紹介会社に言ったところ、その紹介会社は、「知らなかった」、「当該会社からヒアリングした内容を伝えただけ」と主張しています。

厚生労働大臣の許可を取得した職業紹介事業者であり、求人会社から提供された情報の真偽を確かめることが求められるのではないのでしょうか。私としても、転職してすぐにまた転職することはできれば避けたいので、今後、今の会社で少しでも満足のいく働き方を実現するにはどうすればよいのでしょうか。

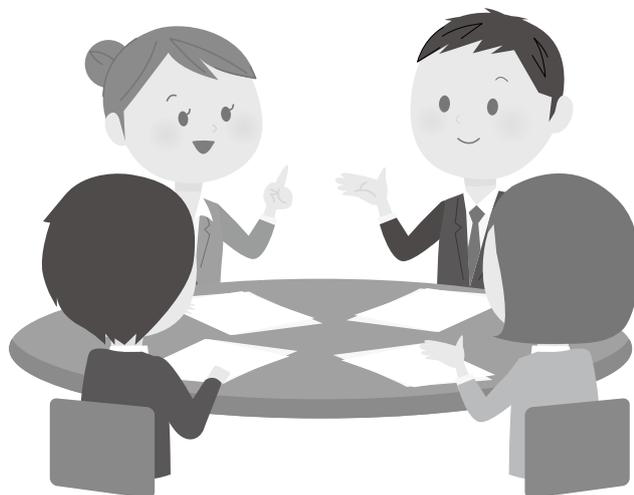
A₃

専門業務型裁量労働制については、当該業務を事業主が勝手に決めることはできず、「厚生労働省令で定める業務」と

「厚生労働大臣の指定する業務」に該当するものでなければなりません。そして、該当する業務であっても労使協定で定めるとともに、労働したとみなす時間についても協定しなければなりません。さらには、これらの労使協定を労働基準監督署長に届け出ることが必要です。

人材紹介会社は、労働条件に裁量労働制を有する求人申込があった場合、①法令で定められた業務であることを労使で確認しその業務について労使協定しているか、②みなし労働時間数を労使で確認しその時間数について労使協定しているか、③これらの労使協定を労働基準監督署長へ届け出ているかの3点を確認することが求められます。

貴方を現在の会社に紹介した人材紹介会社は、こうした確認を行っていなかったということでしょう。また、現在の会社も、裁量労働制に関する定めを知らなかったということになります。このことを、現在の会社と人材紹介会社に説明し、今後の対処策について話し合う必要があります。なお、話し合いが貴方にとって納得できないものであれば、労働局や労働基準監督署に相談しながら取り組めばよいでしょう。



散歩道 第52回 ～心齋橋・道頓堀界限～

今回は、有名な大阪の心齋橋・道頓堀界限を散策しました。

【御堂筋】～イルミネーションを愉しむ～

大阪市のだ真ん中を南北に走る御堂筋。歌謡曲や大阪マラソンのコースでもお馴染みではないでしょうか？クリスマス前ということもあって、御堂筋の街路樹は綺麗にライトアップされていました(写真は淀屋橋界限)。



【大丸心齋橋店】～百貨店を愉しむ～



大阪の最新ランドマークである大丸心齋橋店。リニューアルされた店内は、懐かしいのに新しい空間でした。アメリカ人建築家ウィリアム・メレル・ヴォーリズによる「ヴォーリズ建築」と呼ばれるアールデコ様式を、最新技術で復原した内装。歴史的価値の高い日本館のものを保存した外壁や、吸い込まれるような1階の幾何学モチーフの天井、エレベーターホールなど、その重厚で優美なデザインは建築マニアでなくとも必見です。

【心齋橋筋】～雑踏を愉しむ～

御堂筋と並行して走る心齋橋筋。買物客でいつも人通りが絶えません。老舗の店舗に加え、新しいお店ができて、商売にしのぎを削っています。道頓堀川まで来ると一気に視界が広がって、異次元空間が現れます。



【道頓堀】～混沌を愉しむ～

お馴染みのグリコのイルミネーション。道頓堀川の両岸には様々なイルミネーションが。

時代を反映したイルミネーションも登場していました。外国人客の増加も相俟って、ここはまさに混沌とした異次元の世界です。



【法善寺横丁・沓掛不動・夫婦善哉】～横丁を愉しむ～



昭和にタイムスリップした感を醸し出しているのは、法善寺横丁。「包丁一本さらしに巻いて～♪」。昭和レトロ感を醸し出すこの一帯。沓掛不動のお不動さんに水をかけた後は夫婦善哉のおしるこでしめ。

【大阪城】～日常の自然を楽しむ～

大阪城の周りは、公園になっていて大阪市民の憩いの場になっています。土日、休日にもなるとマラソンなどいろいろなイベントも催されています。また、園内では、散歩やジョギング、バードウォッチングなどを多くの市民が日常の自然を楽しんでいます。



新春講演会&賀詞交歓会

「令和2年の新春講演会&賀詞交歓会」を下記のとおりご案内します。
今回は、「外国人材の職業紹介」をテーマに講演をします。
ぜひ、ご出席ください。

講演:「初歩からの外国人の職業紹介と人材活用」

講師:海野俊也氏

平成31年4月から、改正入管法が施行になり、外国人材の一層の活用が進むことになりましたが、労働力不足を背景に、外国人材の受入れと活用は職業紹介事業者にとっても大きな課題です。そこで本セミナーでは、外国人の職業紹介事業者にも、外国人の職業紹介とその活用について、わかりやすく解説いたします。



東京会場

場 所 中野サンプラザ
日 時 令和2年1月17日(金)
 15:00～16:50
講 演 ①「職業紹介事業の現状と課題(仮)」
 講師:厚生労働省担当官様(25分)
 ②「初歩からの外国人の職業紹介と人材活用」
 講師:TDフロンティア(株)
 代表取締役 海野俊也氏(75分)
費 用 講演会(無料)

★引き続き17:00から、同会場にて、新春賀詞交歓会を開催いたしますので、ぜひご参加ください(懇親会の会費は、6,000円となります)。

大阪会場

場 所 KKR大阪
日 時 令和2年1月24日(金)
 15:00～16:50
講 演 ①「職業紹介事業の現状と課題(仮)」
 講師:大阪労働局担当官様(25分)
 ②「初歩からの外国人の職業紹介と人材活用」
 講師:TDフロンティア(株)
 代表取締役 海野俊也氏(75分)
費 用 講演会(無料)

★引き続き17:00から、同会場にて、新春賀詞交歓会を開催いたしますので、ぜひご参加ください(懇親会の会費は、6,000円となります)。



新規入会事業所紹介

令和元年10月～令和元年12月(12月13日入会まで)

	事業所名	住 所	ごあいさつ
北海道地区	株式会社シーラクンス 	北海道札幌市北区太平三条 1-2-18 080-3297-0544	当社の親会社はサツドラホールディングス株式会社で、北海道を基点にビジネスを展開しております。当社は、グローバル社会で未来を創る人財育成を目指し2018年8月に創業いたしました。主な事業としてプログラミング学習塾の経営を北海道で行っていましたが、2019年12月に許可を取得し、新たに有料職業紹介事業に参入することとなりました。人口減少や高齢化などの社会課題の先進地域と呼ばれる北海道においては、人手不足の解消と人材の育成が求められています。そうした北海道の課題に答えるべく、地域に密着した事業を行っていく方針です。特に有料職業紹介事業については、外国人材、ミドル・シニア、女性の紹介に力を入れていく方針であります。
	千歳相互観光バス株式会社 札幌営業所 	北海道北広島市輪厚431-3 011-377-8811	弊社は、北海道一円で観光バス事業を展開している創業45年目の会社です。近年、バスのドライバー不足はどの会社も抱える大きな課題ですので、弊社が持つノウハウやネットワークを十分に活用しながら、有料職業紹介事業を展開していきたいと考えております。
東北地区	クロバス  CROW PASS	福島県白河市三番町8 アネックス三番館2F 0248-21-5738	福島県内には多くの優良企業があります。しかし全国区の大手企業に比べ知名度が低いために人材不足に悩む企業が少なくありません。私たちは、福島県の県南地域の企業の情報を多く扱っています。ワークライフバランスなど働く人への取り組みを積極的に行っている企業や、働く人の将来の展望を明確にしている企業、中には将来独立できるだけのスキルを身に付けさせてくれる企業もあります。就職した後のギャップを減らして、より良い就職ができるよう情報を提供しています。全職種の紹介をしていきます。
関東地区	株式会社ユーモアプラス 	東京都豊島区池袋2-41-1 北村ビル3F 03-5954-3900	弊社は外国人専門に職業紹介をしております。社内には、行政書士事務所を併設し入国管理法を熟知し適法な形で外国人の雇用を行っていただけるようアドバイスをさせて頂いております。現在、全国多数の中小企業・上場企業様の外国人の雇用の安定と運用の為のお手伝いをさせて頂いております。一方、外国人による求職者数も多数あり、常時100名位の外国人が登録しております。これらの外国人の学歴・職歴・希望に合った会社様をご紹介させていただきながらきめ細やかなコンサルティングと法律に即した外国人雇用をご提案させていただいております。はじめて外国人の雇用をご検討の会社様は是非、一度お問合せください。

新規入会事業所紹介

令和元年10月～令和元年12月(12月13日入会まで)

事業所名	住 所	ごあいさつ
ワークスピット株式会社 	東京都渋谷区渋谷1-3-18 ビラモデルナA104 03-6433-5012	外国人および英語教育分野に特化した人材紹介を行っております。当社代表が12年の留学事業の経験から、英語教育分野においては、人材と企業のネットワークを広く利用し、運営しております。また外国人材のマッチングサイトも運営しており、日本語能力の高い「技術・人文知識・国際業務」資格の人材を中心に紹介し、外国人の採用支援を行っております。
Reivalue株式会社 	東京都港区浜松町1-12-8 横須賀第8ビル201 03-4405-4631	Reivalue(リアイバリュー)は、環境省が定める「企業版2℃目標・RE100アドバイザー」企業として、エネルギー事業で培った筋力を活かし、その領域を含めた幅広い分野で全職種の人材紹介を行っております。また、中国からの高度人材の紹介もしています。持続可能な社会の実現に向けた、新たな価値を見出すプロフェッショナル集団として、国内外問わず優秀な人材を紹介しております。
東京国際教育サポート株式会社 	東京都北区王子1-28-6 TCRE王子第二1F 03-6908-4088	日本と世界の人々が各国の医療、福祉施設、および企業で活躍できるよう、人材サービスを中心に、留学プログラム、通訳・翻訳、研修業務を担う総合コンサルティング会社です。前途有望な専門知識ある人材の輝く未来と、円滑な国際交流の要となれるよう、国際的な社会安定を目指して邁進して参ります。
ネクストステージアジア株式会社 	東京都中央区東日本橋2-15-4 PMO東日本橋ビル7F 03-4400-6154	2012年の設立以来、一貫して外国人に限った有料職業紹介事業を行っております。日本での就業を希望する優秀層の外国人求職者を、全職種に対応して日本企業にご紹介しております。採用前から入社まで外国人採用の不安を解消する様々なサービスや在留資格申請コンサルティングも展開し、正しい外国人採用を提案して参ります。
レイラビジネスアドバイザー株式会社 	東京都目黒区目黒4-23-28 050-5319-5875	当社はビジネス及びITコンサルティング会社として2014年に設立、2019年10月より新たに人材紹介事業を開始しました。働く人の働く幸せを念頭に、主に日本人のコンサルタント、ベトナムをはじめとした外国人の技術・人文知識・国際業務分野の人材を紹介して参りたく存じます。よろしくお願ひいたします。
株式会社 クロベコーポレーション インターナショナル・ ランゲージ・ハウス 	神奈川県横浜市港北区 新横浜3-8-8 日総第16ビル705 045-534-8930	日本の社会が多様化する中、外国人を雇用する企業は増え続ける傾向にあります。しかし日本国内だけでは質、量、共に限界があり、優秀な人材を確保することが難しくなっています。弊社では、海外に人材供給のパイプラインを持ち安定的な供給を図ると共に、国内では外国人のためのトレーニング、及びケアシステムを提供し、仕事への持続性、責任感、日本社会への柔軟性などの習得に力を入れています。英語プログラムの外国人講師の紹介を中心にしています。外国人が日本人と一緒に働くことを前提に、日本社会のニーズに見合った外国人をご紹介いたします。

関東地区

事業所名	住 所	ごあいさつ
<p>株式会社ヴィレッジ</p> 	<p>神奈川県相模原市南区 松が枝町24-3 042-702-5855</p>	<p>弊社は1997年より通信事業からスタートし現在では東京・神奈川に携帯電話ショップを30店舗運営を行っております。通信業を中心に職業紹介を行っておりますが、海外の拠点(アメリカ、ミャンマー、ガーナ)を活かし外国人材の紹介を行い企業様のニーズに合った有料職業紹介を行って参ります。</p>
<p>株式会社サークレスト</p> 	<p>千葉県松戸市西馬橋幸町 132-3- 2F 047-701-5078</p>	<p>株式会社サークレストは福祉事業に特化した職業紹介事業所です。主に介護事業所や障害福祉事業所で働くヘルパーや介護福祉士、看護師、ケアマネジャーなどの介護専門職の人材紹介を行っております。当社の代表は行政書士法人サークレストを運営しており、福祉事業所の設立手続きなど、多角的に福祉業界に関わっております。</p>
<p>株式会社大ケイサービス</p> 	<p>埼玉県狭山市新狭山2-8-4 04-2900-2720</p>	<p>弊社は長年にわたり、南米日系人を中心とした派遣事業を展開してまいりました。製造業、倉庫業、食品業など、さまざまな事業に対応した優れた人材を供給することができます。法律専門家との関係もあり、在留資格に関するコンサルタント事業も展開しております。スペイン語、ポルトガル語、英語などの法的な翻訳も対応できます。</p>
<p>キョウリョク株式会社</p> 	<p>東京都中央区京橋1-1-1 八重洲ダイビル2F 03-6665-0066</p>	<p>当社は、ベトナム人財に特化した紹介会社です。北海道を拠点に東北地方及びベトナムに学習塾を展開する『練成会グループ』の企業です。日本語学習支援やベトナム語による相談窓口の設置など教育ノウハウを土台として紹介前後問わず充実したサポートをご提供し、本事業を通して日越両国の発展に貢献してまいります。全職種に対応していきます。</p>
<p>株式会社ユートピア</p> 	<p>東京都江東区東陽 4-7-17-710 03-5633-9921</p>	<p>弊社は東京を中心としたタクシードライバーの紹介事業を行っております。創業者はタクシー乗務歴18年、その後乗務員教育指導歴8年の経験があり、タクシー会社と求職者の双方のニーズ、そして業界の様々な課題解決を通じて社会的にお役に立てる事業を構築して参ります。</p>
<p>新海株式会社</p>	<p>東京都荒川区西日暮里 5-18-10吉田ビル2F 03-5604-9745</p>	<p>当社はこれまでベトナム料理店「故郷レストラン」を2店舗（西日暮里店・八潮店）営んでまいりました。この度、有料職業紹介事業の許可を受け、ベトナム人材に特化した職業紹介事業を展開してまいります。職種については限定いたしません、これまで培った経験から外食産業には特に強みを持っております。どうぞよろしくお願いたします。</p>
<p>株式会社グレートリンク</p> 	<p>神奈川県横浜市鶴見区生麦 3-10-4-401 045-298-6147</p>	<p>弊社は「特定技能」の在留資格で働きたいフィリピンの方々と「特定」の企業様にワンストップで求人・求職が出来るように送り出し・登録支援・各土業の皆様との連携を確立して8月に新設した会社です。介護・溶接関係の仕事を中心に紹介をしていきたいと思っております。皆様のご支援を賜り800人を超える求職者の皆様に就業の機会を与えられるよう努めて参ります。</p>

新規入会事業所紹介

令和元年10月～令和元年12月(12月13日入会まで)

	事業所名	住 所	ごあいさつ
関東地区	アグリホールディングス株式会社 	東京都中央区日本橋堀留町 1-3-11 03-4477-6886	当社は2014年の設立より、持続可能な日本と世界を創るべく、国内外にわたり食・農のグローバルバリューチェーン構築に力を注いで参りました。日本国内においては、労働力減少や事業継承といった重大な問題が表面化している局面において、我々の設立以来積み重ねてきたノウハウを十分に活かし、「一次産業と日本の課題を解決し、生産性向上と価値創造を実現する」ことをミッションとし、人材事業へ取り組んで参ります。
中部地区	Sen  人材サービスならおまかせ下さい	愛知県一宮市瀬部字兜23-5 0586-58-7353	この度、民紹協様に入会させて頂きました、令和1年6月1日に許認可され民営職業紹介業に参入いたしました。どうぞ宜しくお願い申し上げます。当事業所では、女性スタッフならではの特徴を活かし、きめ細やかな対応を心掛けております。頑張って子育てをされておられるシングルマザーの方々と併せまして、定年退職されました企業資産であるキャリアをお持ちの高齢者の方々を中心に、職業を通じて輝く人生のお手伝いをさせて頂きます。
関西地区	YOSHI JINZAI株式会社  YOUR SUCCESS is OUR HAPPINESS www.yoshigroup.jp	大阪府大阪市北区西天満 1-10-16 日本全国酒信連ビル 3FA2号 06-6366-4663	ベトナムの人材と日本企業をマッチングする会社として、「人と人をつなぐ架け橋」となる事業を展開しています。事業開始から15年、技能実習生として企業に紹介した人材の数は3000人以上。在留資格申請認定率100%、失踪率0%の実績を誇っています。翻訳通訳業務、ベトナムでの日本語学校運営、企業の海外進出サポートなど、日本とベトナムをつなぐ専門的な事業を手掛けています。技術者等の高度人材を中心に紹介していきます。
	株式会社 J-V CONNECTION 	兵庫県神戸市兵庫区大開通 10-2-16 初阪第1ビル3F 078-595-9099	外国人と挑戦してみませんか？当社は外国人ベトナム人人材紹介サービスを行っております。主にエンジニア・通訳など多様な職種に対応します。外国人と一緒に働いたら、不安部分がある方もおられると思いますが、弊社の外国人スタッフは日本語もできるし、コミュニケーションもちゃんととれるし、設立されて、間もないので実績がまだ少ないですが、お客様から高く評価されています。



	事業所名	住 所	ごあいさつ
関西地区	グランソールジャパン株式会社 	奈良県桜井市粟殿1007-6 グローリー桜井3番館 ルミエールシャトー101 0744-49-3777	弊社は、グランソールグループにおいて海外への事業展開及び外国人材の育成を目的として設立いたしました。国内事業においては人材不足解消を目的として職業紹介事業を開設。また国内で働く外国人労働者の育成環境の拡充、及び就労サポートを目的として、登録支援機関の認可を受け、今後は国外の人材紹介を視野に職業紹介事業運営を行っております。またフィリピン・ベトナムにおいて、当グループの強みとする医療・介護分野での長年における蓄積された技術提供を実施しております。
	有信アクロス株式会社 	大阪府吹田市江の木町17-1 コンパーノビル8F 06-6339-8400	当社は介護・福祉事業をフランチャイズにて展開しております。全国に当社ブランドの【樹楽】【ウィズ・ユー】【樹楽・にじむすび】といった高齢者デイサービス、放課後等デイサービス、重度訪問介護の加盟事業所が約150箇所存在いたします。その加盟店様の【ひと】に関するお悩みと、同じ悩みを持っておられる事業所様がまだまだあると思っております。
中国・四国地区	株式会社TSKネクスト 	島根県松江市向島町140-1 0852-67-1422	当社は2019年10月に「人と組織の未来を創る」会社として設立されました。採用・育成・定着の3つの事業を柱としており、その「採用」支援の一環として「有料職業紹介事業」を行います。対象職種は、介護、医療、ITなどの高度人材を中心に考えています。また学生の就職支援やUIターン支援にも力を入れていく予定です。

【事業所名のみのご紹介】

事業所名	住 所
岩手江刺農業協同組合	岩手県奥州市江刺岩谷堂字反町362-1 0197-35-0211
株式会社BINAR	東京都渋谷区渋谷2-15-1渋谷クロスタワー12F 03-4567-6550
株式会社ヒカリ	兵庫県神戸市中央区二宮町2-12-16パークサイドハイツ202 0191-48-4531
有限会社舞観奈	鹿児島県始良郡湧水町恒次1693-6 0995-74-1545

「ひと」11月号の「新規事業所紹介」の記載において、「株式会社HAB&Co.」様を誤って「有限会社HAB&Co」と記載してしまいました。お詫びとともに訂正させていただきます。



会員の更新手続きのお願いについて

会員の皆様方には、民紹協の運営等にご理解をいただき厚く感謝申し上げます。

さて、会員資格の更新手続きにつきましては、別途、1月末ごろに「会員継続申込書」を郵送させていただきますので、誠に恐れ入りますが振込みをよろしくお願いいたします。

〔年会費15,000円の振込先〕 会費振込先は、以下のとおりです。

銀行振込●三菱UFJ銀行 春日町支店 普通預金0991164

口座名 公益社団法人全国民営職業紹介事業協会 会長 紀陸孝

●ゆうちょ銀行 ○一九店 当座預金0037923

口座名 公益社団法人全国民営職業紹介事業協会

職業紹介実践セミナーのご案内

本年度最後の職業紹介実践セミナーの開催日程をお知らせします。

セミナー名	日程	会場	受講料
求職者確保に役立つ 就職支援スキルアップセミナー	2月14日(金) 9:30-17:00	中野サンプラザ	会 員:7,200円 非会員:9,200円

今、求職者の確保が、どこの紹介所でも最も大きな課題となっています。

このセミナーは、求職者支援の進め方として、マッチング、求職者との面談法、魅力的な書類作成のためのアドバイス、面接に臨む際のアドバイスなど、求職者支援に関する全体像が理解できます。また、ノウハウをワークショップ方式で体験的に修得していただけます。求職者支援を的確にしていくことは、紹介所への信頼を増し、求職者の確保にもつながります。ぜひご参加ください。

編集 後記

明けましておめでとうございます。いよいよ東京2020オリンピック・パラリンピックの年を迎えました。国内外から大勢の方が競技や観戦・観光にお見えになります。民営職業紹介の業界も人材の紹介を通じて、そのおもてなしに貢献していきたいと思っております。

さて、「ひと」では、新規入会事業所のご紹介を行っていますが、本号では24の会員様から入会のご挨拶を寄稿いただきました。そのうち15の会員様が外国人材の職業紹介を行っている、あるいは行いたいと述べられています。実に6割を超える割合です。

当協会は、この度、職業紹介責任者講習用テキスト「職業紹介事業制度の手引」の改訂版を作成し、本年2月の講習から使用します。改訂に際して、上記のニーズ等を踏まえ、外国人材の職業紹介に関して最新の法令改正に対応するなど、内容の充実を図っております。当協会の講習の受講をよろしくお願いいたします。

本年も、引き続き皆様のお役に立てるよう誌面の充実に努めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

民営職業紹介



民営職業紹介 ひと No.169

令和2年1月14日発行

編集人 上市 貞満

発行所 公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会
〒113-0033 東京都文京区本郷3-38-1 本郷信徳ビル5階
TEL.03-3818-7011 (代表) FAX.03-3818-7015

印刷所 日本印刷株式会社

令和2年1月～令和2年3月 お申込受付中

★「理解度確認試験」を平成31年4月から実施しています。全ての講義を受講したうえで理解度確認試験の答案を提出し、かつ、理解度確認試験に合格した方に受講証明書を交付しています。

また、これまで過去5年以内に民紹協の講習を受講された方のみ、受講料軽減の措置をしておりましたが、4月以降は民紹協以外の他講習機関で受講された方も受講料軽減措置の対象となりました。

【令和2年1月現在】

開催日	曜日	開催地	会場	定員
令和2年 1月16日	木	大阪府(大阪市)	ホテルアウィーナ大阪 3F「葛城」	144
〃 1月21日	火	広島県(広島市)	広島国際会議場 B2F「ダリア2」	106
〃 1月23日	木	東京都(中野区)	中野サンプラザ 11F「ブロッサム」	102
〃 1月28日	火	東京都(千代田区)	連合会館 2F「大会議室」	180
〃 1月30日	木	大阪府(大阪市)	ホテルアウィーナ大阪 3F「葛城」	144
〃 2月 5日	水	東京都(千代田区)	連合会館 2F「大会議室」	180
〃 2月13日	木	東京都(千代田区)	連合会館 2F「大会議室」	180
〃 2月17日	月	大阪府(大阪市)	ホテルアウィーナ大阪 3F「葛城」	144
〃 2月19日	水	福岡県(福岡市)	天神ビル 11F「10号会議室」	160
〃 2月21日	金	東京都(中野区)	中野サンプラザ 11F「ブロッサム」	102
〃 2月27日	木	東京都(千代田区)	連合会館 2F「大会議室」	180
〃 3月 3日	火	東京都(千代田区)	連合会館 2F「大会議室」	180
〃 3月 5日	木	愛知県(名古屋市)	ホテルルブラ王山 2F「金鯱」	120
〃 3月10日	火	東京都(千代田区)	連合会館 2F「大会議室」	180
〃 3月12日	木	大阪府(大阪市)	ホテルアウィーナ大阪 3F「葛城」	144
〃 3月18日	水	東京都(千代田区)	連合会館 2F「大会議室」	180
〃 3月24日	火	東京都(千代田区)	連合会館 2F「大会議室」	180
〃 3月26日	木	大阪府(大阪市)	ホテルアウィーナ大阪 3F「葛城」	144
〃 3月30日	月	東京都(中野区)	中野サンプラザ 11F「ブロッサム」	102

○講習時間……9時30分～17時(時間厳守)※全ての方がこの講習時間となります。

講義開始後に入場されますと、他の受講者の迷惑となるばかりでなく、法定の講習内容を履修することができなくなります。必ず講義開始時刻の10分前までに受付を済ませてください。

○受講費用……【初めて民紹協の講習を受講される方】13,400円(民紹協会員は10,300円)(税込)

【過去(5年以内)に講習を受講したことのある方】10,700円(民紹協会員は8,200円)(税込)

民紹協他講習実施機関を受講した方も対象となります。なお会員の皆様も従来通り受講証明書(写)を申込み終了後に、メールアドレス、もしくはFAX番号に送信してください。

(FAX:03-3818-7015 E-mail:koshu@minshokyo.or.jp)

※振込手数料はお客様負担となりますので、あらかじめご了承ください。

受講申込みは、開催日の3か月前から当協会ホームページ

<http://www.minshokyo.or.jp/> の「受講申込みフォーム」、または、FAXにて承ります。

※FAXによるお申込みを希望される場合は、お電話にて申込用紙をご請求ください。

※受付を終了した講習のキャンセル待ちについては、お電話にてお問い合わせください。

なお、当日のキャンセル待ちは承っておりません。

※厚生労働省の指導により、ご受講時に身分証明書をお見せいただくことになりました。ご本人確認のため、受講当日、顔写真付き公的身分証明書(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)をご持参ください。顔写真付きの公的身分証明書をお持ちで無い方は、公的身分証明書(健康保険証等)と顔写真付きの社員証など、2種類ご持参下さい。ご協力をお願いいたします。

公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会

人材ビジネスシステム 国内シェアNo.1の 最新クラウドサービス



PORTERS
HR-Business Cloud



- ▶ お客様導入事例公開中
- ▶ 30日間無料トライアル
- ▶ 人材ビジネス支援マガジン
PORTERS MAGAZINEWeb

▶ 特徴 & メリット

1. 個人事業主から大企業まであらゆる規模の人材紹介ビジネスに
2. サブスクリプション（定額課金制）で1IDから利用開始可能
3. ドラッグ&ドロップによる業務画面の簡単カスタマイズ
4. 複数媒体との連携を一元化でき管理コストを削減
5. 各種テンプレートによる成功モデル標準化で人材育成促進
6. 案件の進捗停滞・マッチング漏れ防止

毎日開催人材紹介ビジネス システム導入相談会

無料相談会の申込みはこちら：

<http://hrbc.porters.jp/event>

お問合せ ポーターズ株式会社

TEL 03-6432-9829

MAIL sales@porters.jp

HP <https://hrbc.porters.jp/>

